

平成27年度事業計画書

1. 社会福祉法人やずの理念

「今を生きる」すべての入所者・通所者様一人ひとりへ、優しく温かみのある看護、介護に真摯に取り組み、地域の皆様から信頼され愛される施設を目指します。

○基本方針

社会福祉法人やずは、法人の理念に基づきこの八頭地区、鳥取地区の地域の皆様から信頼され愛され続け、今を生きる人のために必要とされる法人であるよう経営に取り組んでいきます。

福祉事業の公明かつ適正な実施に取り組み、福祉サービスのプロとして役職員が一体となり法令を遵守し、時代の変化に対応して、利用者様にとって最善の福祉サービスを考え実践していきます。

当法人が運営する社会福祉介護事業に関する分野において、福祉サービスの質の向上が図っていけるよう、医療・介護・リハビリ・介助の正しい情報、技術・技能の習得に努め、そのサービスを提供していきます。

わたくしたちは、ご利用者、ご家族、地域の皆様から、当地に「すこやか」、「きたやま」があって良かったと喜んでいただきますよう、法人開設より蓄えたノウハウと役職員のまごころを込めた看護・介護・接遇により、地域の福祉に貢献していきたいと考えています。

2. 法人の基本目標とスローガン

平成27年度は、介護事業者にとって介護保険法（介護報酬）改定、新会計完全実施と大きな変革の年となります。

介護報酬改定においては、厳しい経営となることが予想されますが、改定について、役員、各事業所の責任者が研修会等へ積極的に参加し、改定制度を正確に読み込み把握して、当法人にとって最善の取組を考え、運営を行ってまいります。

新会計移行については、平成26年度中に理事会、監事会、税理士等の指導を受けながら本格的に移行準備を行い、新年度より実施の体制を整えてまいりました。新会計制度の規定を遵守し適正な事務処理に取り組んでまいります。

さらに平成27年度の介護保険法改定は、今後中学校区単位における地域包括ケアシステム（24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業、デイサービス利用者の宿泊対応等）の構築が大きなテーマとして掲げられております。改定については、利用者負担の見直し（1割から2割へ）、予防給付の見直し（要支援者は地域包括推進事業へ移行）、デイサービスの個別機能訓練に対する評価の見直し、施設の補足給付（補足給付に当たって資産や世帯分離者の配偶者の所得を勘案）、低所得者対策（低所得高齢者の住まい確保＝ケアハウスや養護老人ホームの包括）など多くの項目があります。

利用者・事業者の双方にとって厳しい改定と思料します。改定内容を正確につかみ対応が遅れることのないよう全対応して参ります。

平成25年9月4日鳥取県より業務改善措置命令を受けました。当法人は真摯に対応・改善を行い平成26年度中に全項目結了致しました。今後はこのような解釈の相違並びに誤解を受けることのないよう、厳正な運営を行います。

基本理念・基本方針を踏まえ、社会福祉事業の担い手としてふさわしい事業を確実・効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、提供する福祉サービスの質の向上と事業経営の透明性を確保し、地域福祉の向上に努めます。平成27年度のスローガンを「一期一会を大切に、基本をだいに品質向上、仲間と創る地域の絆。」として、次の7項目を基本目標として推進して参ります。

(1) 法人の適正な運営

平成25年9月4日に鳥取県より受けた7項目の「改善措置命令」については、平成26年度中に全項目とも結了しました。内容的には故意・悪意で処理したものはなく、見解の相違・解釈の相違に対して、社会福祉法人として不適切な処理と判定されたものです。今後は、通知・通達をよく理解するとともに、不明な点については担当部の指導を仰ぎながら、誤解を招くことのない適切な事務処理を行い、適正な企業統治による法人運営を心がけて行きます。

(2) 利用率の向上

平成26年度は、老健施設の入所利用率が90%台前後で推移し、経営不振の主因となりました。原因は、職員間の連携不足により後手後手の対応となり、利用率を大きく落としました。平成27年度は、職員間の連携を密にし、先を見越した行動により満床を目標にして取組みます。平成27年度も通所介護事業所、小規模多機能の利用率を上げることが大目標となります。特に、一昨年度通所介護事業所で機能訓練室の完成を機に定員を40人に増加しましたが、利用率は70%程度に留まっております。今後利用率を上げるために、地域支援センター、他施設のケアマネージャー、相談員、民生委員等と情報交換、連携の強化により利用率の向上に努めてまいります。小規模多機能施設の登録率は徐々に上がっておりますが、定員の25名には届いておらず、通所介護事業所と同様に、連携を強化し25名登録に向け取組んで行きます。

(3) 利用者の目標

利用者がその日の目標を立て、目標に向かって行動することをサポートすることで、利用者が目標達成の喜びを感じていただく。平成26年度同様、「自己選択」「自己決定」「自己遂行」ができるような仕掛けを構築して、「すこやかに行けば元気になる」「今日を生きる、明日を生きる」を合言葉に利用者の支援を行います。特に通所介護では「元気道場」を充実させ、他には類を見ない通所介護にすることにより、利用者の健康増進に努めます。

(4) 新会計基準への移行

新会計基準への移行は、平成26年度中に本格的に移行準備を進めました。平成27年度より、新会計制度の会計基準並びに付随する諸規定を遵守し、適正な事務による新会計制度に移行します。

(5) 施設設備管理について

建物の補修・設備・備品の更新等毎年必要であります。必要なことについては早期に補修等行うことで、資産の価値を長期に維持できると考えます。設備の点検を計画的に実施し資産の保全に努めて行きます。各事業所においては無駄な経費の節減に努めます。

設備の再生、維持管理を行っていくうえで、将来必要となる資金について、長期修繕計画等を作成し、将来必要とされる資金の計画を立て、修繕積立金又は再生予想資金の積立を実施する方向で、平成27年度に、大きなテーマとして検討していきます。

(6) 人材の育成について

「企業は人なり」と言われているとおり、職員のレベルアップ意識向上が不可欠であります。研修制度を明確に作成し、それを実行していきながら全職員がレベルアップを図れるよう取組んで行きます。特に新人研修の充実を図ること、外部研修へ積極的に参加すること、伝達講習会の実施を充実して行く方針。また、法令の遵守、行動指針の徹底により地域の皆様から信頼される職員（人）となるよう取組んでいく。

(7) その他の重要項目

① 連絡・連携の強化

私たちの法人は、多くの事業所と多くの資格者で構成されております。本部と各事業所、あるいは事業所では医師・看護師・介護士・ケアマネージャー・生活相談員・栄養士間の連絡・連携を密にして、提供するサービスの質の向上に努めます。

② リスクマネジメントについて

介護に毎日たずさわりますと、いろいろのリスクが潜んでおります。

今日までに当法人内外において発生した、事故（交通事故、転倒等）、苦情、要望、ヒヤリハット等の事象を洗い出し、そのリスクを、ゼロにすること、または最小化、低減となるよう取組みます。方法は、各リスクを大、中、小にセグメントし、事故等が発生した原因・要因を分析する。次にそれらの事象ごとに事故等をおこさない対策、態勢を考え実施する。リスクを認識し、そのリスクに向き合って対応していくことが、最も重要と考えています。

③ 災害対策

近年、地震、ゲリラ豪雨・豪雪、台風の大型化等多くの災害が日本を襲っております。その上、近い将来日本各地にて地震の発生予想が取り沙汰される中で、これまで自治体や各団体（会社）と災害時の協定を取り交わしてきましたが、本当に適正かどうか再度見直し、必要に応じて協定を締結するよういたします。また、各施設にて防災・避難訓練を年2回実施し、災害を想定した訓練により、入所者の皆様の安全に努めてまいります。

④ 寝たきり「0（ゼロ）」作戦

要介護度が軽くても、家のなかに閉じこもっていると、体力が低下し寝たきりになる危険性が高くなり、褥瘡（じょくそう）の原因にもなります。寝たきりになった場合、そのままの状態でおむつ交換や食事介助するケースが多いが、寝たきりといわれる高齢者の大部分は「寝かせきり」と言われています。こう

した状況を防止するためにも、1日3回の食事は椅子に座ってテーブルで食べ、1日1回あるいは週に数回の排便をポータブルトイレでするような工夫をし、加えて栄養科と連携し、栄養状態を適切にするなどして寝たきり「0」を目指します。

⑤ 地域生産農家との連携

梨、りんご、柿、野菜等の地元生産農家と連携をし、規格外の物であるが食べることに何の問題もなく捨ててしまうような生産物を、すこやか専用のトレイを置かせていただき、地域からそのような生産物を入れていただく。それを法人が回収することで、農家の思いやりを社会福祉に提供していただくような仕組みを構築します。平成26年度においては、八頭町大門地区の花御所柿生産農家の多くの皆様より、出荷できない規格外の花御所柿をいただきました。入所者・通所者の皆様が大変喜ばれ、感謝の声が多く届いております。

⑥ 当法人各施設へ相談窓口の設置

地域福祉の貢献活動として、当法人の4施設（介護老人保健施設すこやか、特別養護老人ホームすこやか、ケアハウスすこやか、小規模多機能・特養きたやま）へ福祉・介護等にかかわる相談窓口を設置します。相談窓口を設置することにより、地域の方が福祉・介護にかかわることで不安に思っておられることや、介護制度の手続きのこと、あるいはリハビリ予防対策等について、当法人が今日まで蓄えたノウハウを活かし地域の皆様へ貢献できるよう相談に取り組んでまいります。

3. 理事会

定款細則に基づき、年4回以上開催。

4. 評議員会

定款細則に基づき、年2回以上開催。

5. 監査会

年4回（平成27年5月、8月、11月、平成28年3月）監事による監査を実施。

6. 全体行事

(1)	27年度入社式	平成27年	4月
(2)	防火訓練・避難訓練	平成27年	5月～6月
(3)	人権研修	平成27年	5月～6月
(4)	感染症研修会	平成27年	6月
(5)	事故防止研修会	平成27年	7月
(6)	交通安全講習	平成27年	7月
(7)	新卒採用試験	平成27年	8月
(8)	合同納涼祭	平成27年	8月
(9)	きたやま月見会	平成27年	9月
(10)	防災訓練・避難訓練	平成27年	9月～10月
(11)	人権研修	平成27年	9月～10月

- (12) 役員によるコンプライアンス等の研修 平成27年11月
- (13) 感染症研修会 平成27年11月
- (14) 事故防止研修会 平成27年11月
- (15) 交通安全講習 平成27年12月
- (16) グループ安全祈願祭 平成28年 1月
- (17) // 仕事始め式 //
- (18) // 安全大会 平成28年 2月
- (19) 職員健康診断、夜勤者健康診断 ※利用者健康診断は各施設で実施。

7. 設備・備品の整備（改修・新設）

- (1) 業務用車両の整備充実。
 - ①日本財団助成事業申請。
 - ②中央競馬馬主社会福祉財団助成事業申請。
- (2) 設備・備品関係。（主なもの）
 - ①特養エアコン及び室外機の取替。
 - ②各施設トイレの共用部分にウォシュレット設置。
 - ③通所送迎車の更新。
 - ④風呂脱衣室の防カビ対策。（老健・ケアハウス）
 - ⑤ケアハウス居室のドア修理。
 - ⑥ケアハウス厨房内のグリストラップの移設。
 - ⑦車椅子の更新・追加。

8. 介護老人保健施設の事業計画

利用者の人権を尊重し、安全・安心に配慮しながら生活機能の維持・向上をめざした支援をする。また、家族や地域・関係機関と連携し、安心して自立した在宅生活支援をする。

(1) 地域包括ケアの拠点施設。

- ①自立生活と在宅復帰への支援。（在宅復帰は過去6年間で7人の在宅復帰）

(単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	計 (在宅復帰率)
施設退所者	38	45	51	56	37	48	275
在宅復帰者	1	1	2	2	1	0	7 (2.5%)

*在宅事業所（居宅支援・訪問・通所）およびリハビリとの連携強化。

*利用率の向上、維持。（目標 96% [73名] 維持）

- ②チームケアの実践。（6チーム：2階 星・空・花/3階 緑・青・ピンク）

*入所者の状態に応じた個別ケアの提供。

*担当制の確立。

- ③個々に応じた在宅復帰をめざした目標設定と支援計画の立案と実施。

*必要な医療・看護や介護・リハビリテーションの提供。

*ケアプランの充実。(多職種による作成)

(2) 職員のレベルアップ。

①アセスメント力の向上。

*利用者情報の収集と活用力の改善。

②在宅事業所との連携強化。

*介護保険制度およびサービスの理解を深める。

③リスク管理・事故防止。

*ひやりハット・事故報告書の書き方を理解する。

*安心、安全な環境整備。(ベッド・車いす等の点検、更新)

(3) 感染症の防止。

①感染症マニュアル(ノロウイルス、インフルエンザ)の修正。

②感染予防マニュアル作成。

9. 特別養護老人ホームの事業計画

入居者の自立がより現実的なものになるよう他職種協働で支援し、その成果が芽生えるように努める。また、職員資質の向上施策や地域との連携、各種改善を進め安定的経営を図る。

介護保険法改正を受けて、重度要介護者の入所がスムーズに進むように努め、地域の特別養護老人ホームとしての役割を果たす。

(1) 基本ケアの充実。

①科学的介護による4つの自立支援(認知症ケア、看取りケア、リハビリテーション、口腔ケア)を目的とした基本ケア(水分、食事、排泄、運動)を充実。

*水分を一日1500ml以上摂取する。

*口腔ケアと食事環境の充実を図り、常食化を進める。

*水分摂取と運動を促し、トイレ誘導の習慣をつけ、自然排便を促す。

*立位の取れる人は歩くことが出来るように支援する。

(2) 職員資質の向上・人材育成。

①職員の専門的知識取得のための研修へ、積極的な参加。

②各委員会が実施主体となり、必要に応じて施設内研修を開催。

③認知症介護実践者・リーダー研修、実習担当者養成研修等、施設として必要とされる研修へ参加。

④伝達講習会の充実。

⑤他施設との交流。

(3) 地域との連携及び貢献。

①委員会を中心に地域資源を把握し、積極的なボランティアの受入。

②交流学习や介護体験学習・介護実習を受け入れ、子育て支援に貢献。

(4) 安定的経営のための改善等。

①収入の確保。

*長期入所利用率96.5%を確保するとともに、短期入所利用率の向上を図るため入退所を円滑に行う。

*各加算の算定要件確保のための体制維持を図る。

- * 重度要介護高齢者の受け入れに努める。
- ②経費節減。
 - * 消耗品の使用統一を図り、無駄使いを防ぐ。
 - * 不要箇所の消灯を徹底する等、節電に努める。
- ③施設設備の保守・点検、更新等。
 - * 長年使用し不具合が生じた設備、電気製品等の入れ替えを進める。
- ④人材確保。
 - * 運営上必要な人材・人員を確保し、経営の安定化を図る。
- ⑤委員会活動の充実。
 - * 委員会主体の各種研修会を計画実施する。
- (5) 安全衛生・災害対策
 - ①福祉用具の活用による腰痛の予防。
 - ②防災訓練や講習の定期的な実施により、災害時の効果的な対応への取り組み。

10. 軽費老人ホームケアハウスの事業計画

入居者の人権を尊重し、誰に対しても公平公正に接します。皆様が平等であることを認識していただき、生活機能の維持と、安全で安心して自立した生活が続けられるよう支援いたします。入居者の皆様が、日常楽しく有意義な生活をすごしていただくことを目標に運営してまいります。

- (1) ケアハウス運営について
 - ①法令、規約、規程に沿った施設運営の実施
 - ②各種マニュアルを整備し、平常時・緊急時の適確な業務運営
- (2) 自立支援と介護予防への取組
 - ①自立を維持していただくよう、毎日健康体操等の実施、多くのレクリエーションへの参加、趣味等への取組の支援をしていく。
 - ②介護予防については、日々の体調管理、栄養科の食事提供、運動促進、天候に気を遣いながら外へ出ることを推進する等の取組。また、介護補助器等の利用による歩行の維持と転倒予防。
 - ③施設によるレクリエーションの企画
 - 大人数による遠足（花見等、春秋ごろ）の企画、足湯の実施、入居者の皆様の希望を聞いたり、こちらから新しい提案をしながら実施して、毎日楽しく充実した生活を送っていただく。
- (3) 衛生管理、災害対策
 - ①毎日の館内清掃の実施（消毒の徹底メディカルケアウオーターによる殺菌）。清潔な風呂の管理の実施。
 - ②感染症予防。手洗い・うがい・マスク利用の促進。感染症発生時は適確な対応を行う。（感染症対応マニュアルに沿った対応を行う）
 - ③年2回避難訓練を実施して、災害を想定した訓練により、入居者皆様の安全に取組んでいく。
- (4) 空床ゼロへの取組
 - ①ケアハウス施設を、独居の方や家族の方、また当施設を利用することを望まれる

方に知っていただくように、当法人の全施設が連携して宣伝を行っていく。

- ②当施設の入居状況を支援センター、地域のオピニオン（民生委員等）等へ情報公開し連携して、入居が必要な方へより早く入居していただくよう取組んでいきます。
- ③当法人の、職員（ケアマネ・相談員を主に全員）が、情報のアンテナの感度あげ入居希望情報の入手に努める。

(5) 職員のレベルアップについて

- ①職員は資格取得に向け勉強に取り組む。チャレンジ目標の設定と実践。
- ②外部研修への積極的参加。認知症研修等へ参加を予定。
- ③他法人のケアハウス見学の実施。

1 1. 地域密着型介護施設の事業計画

【小規模特別養護老人ホーム】

(1) ケアプランの充実、及び、それに基づく介護の提供。

- ①より充実したケアを展開していくため、創意に満ちたアイデア、工夫を集める。
- ②集団ケアから個別ケアへの転換と職員の意識改革を行う。

(2) 提供するケアサービスの質の向上。

- ①職員育成の体制や環境を整備し、個々の介護レベルの向上を図る。
- ②研修への積極的参加を行い、知識や技術の向上を図る。

(3) リスクマネジメントの強化。

- ①感染症や食中毒に対する知識の向上、及び、予防と対策の徹底。
- ②事故およびヒヤリハットに関するデータ収集と原因分析、明確な事故防止策の立案と実施の徹底を行う。
- ③職員個々の防災意識や知識の向上を図り、災害発生時の安全確保に努める。

【小規模多機能型居宅介護施設】

(1) イベントの開催や地域行事への参加を通して、積極的に地域住民との相互交流を行い、地域に開かれた事業所として地域住民の集いの場を目指す。

- ①地域に向けてのイベントや勉強会などを開催し、地域の方が事業所に立ち寄れる機会を多く作る。
- ②学校や地域の行事に積極的に参加し、事業所の宣伝および新規利用やボランティアの獲得に繋がるような情報収集を行う。

(2) 職員個人の介護レベルおよびチーム力の向上を図り、利用者と家族から信頼され、満足度の向上に繋がるような質の高いサービスの提供。

- ①勉強会の開催や、内部および外部研修への参加を通して、知識や技術の習得を図り実践できるようにする。
- ②利用者や家族のニーズを把握し、考えられる中で最良のケアを提供することで、安心と満足感を感じてもらえるように努める。
- ③職員同士で感じた事や疑問に思った事など、何でも言い合えるような環境を作り、チーム力の向上を目指す。

(3) 安心して在宅での生活が続けられるように、利用者と家族の双方を支援。

- ①送迎時や連絡帳で家族とこまめにコミュニケーションをとり、情報の共有に努め

る。

②きたやまで過ごす時間が家での生活の助けとなるよう、ADL の維持向上を目的とした利用者主体の継続性のあるケアを提供する。

③家族の介護負担やストレスを軽減させるため、悩みや困り事に真摯に耳を傾け、必要な助言や提案を行う。

1 2. 通所・居宅・訪問サービスの事業計画

住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、通所介護や通所リハビリ、居宅介護、訪問介護などのサービスを提供するとともに、他のサービス機関と連携して総合的に支援する。

【通所介護事業所】

(1) 介護予防事業の企画・実施。

①元気道場の新たな活用。(対象：ケアハウス入居者・介護保険非該当者)

(2) 利用者の増員と確保。(利用率の向上)

①月毎の利用率の分析と共有。

②地域への情報発信。(研修会・見学会開催)。

③居宅支援事業者との情報交換強化。

④民生児童委員・地域包括支援センターとの連携。

⑤通所リハビリとの機能分担。

(3) 職員のレベルアップ。

①アセスメント力の向上。

②コミュニケーション能力の向上。

③交通安全研修の実施。

【通所リハビリテーション】

(1) 生活機能の維持向上をめざしたリハビリの充実。

①生活アセスメント力の向上。

②療法士による在宅訪問。

(2) 通所介護事業所や居宅支援・訪問介護事業所との連携。

①情報交換の充実、強化。

②地域への情報発信。(包括支援センター・地区公民館等)

(3) 職員のレベルアップ。

①リハビリ知識の習得。(療法士によるリハビリテーション研修)

②療法士の専門性の向上。

③交通安全研修の実施。

【居宅介護支援事業所】

(1) 行政(保険者)、医療(病院)等の関係機関との連携強化。

①定期訪問、情報交換の実施。

②新規利用者獲得。(予防給付者を含む)

(2) 法人内事業所の売り(強み)の構築と改善と質の向上協力。

①各事業所との情報交換。(特に利用者等からの意見)

②予防給付者の計画作成受諾。

(3) 介護支援専門員として資質の向上。

①研修会や勉強会に積極的に参加。

②プラン内容（質）の充実。

【訪問介護事業所】

(1) 在宅生活継続の視点で援助。

①アセスメント力向上。

(2) 新規利用者獲得。

①地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等との連携強化。

(3) 職員のレベルアップ。

①介護保険制度の理解。

②援助技術向上。（調理等）

1 3. 教育事業

役職員の資質向上と利用者へのサービス向上を図るため、年間を通じて計画的な教育・研修を行う。

(1) 役員研修。

①老健協会、老施協等の主催する管理者向け研修。

②市町村企業トップ人権セミナー。

(2) 医師研修。

(3) 職員研修。

①老健協会、老施協、県社協、県・保健所等が主催する各種研修。

②先進他施設の視察。

③オールジャパン・ケアコンテストへの参加。

(4) ケアマネージャー現任研修。

①県主催等の研修への計画・参加。

(5) 職場内研修。

①伝達講習（外部研修の報告会）の充実。

②外部講師を招いて研修・講演会の開催。

(6) 人権研修。

①町教育委員会の協力を得て年2回研修会を開催。

②グループの人権研修に参加。

③市町村・企業トップ人権セミナーに参加。

(7) 法人研修。

①感染症研修会。（衛生委員会関連）

年2回以上。

②事故防止研修会。

年2回以上。

③その他。

規程の説明会等必要に応じて開催。

1 4. 委員会活動

- (1) 全体の委員会
 - ①研修仕分委員会
 - *派遣する研修の選考・選抜等。
- (2) 施設ごとの委員会
 - ①ケアプラン委員会
 - *ケアプランに関する勉強会。
 - ②行事委員会（特養は地域交流イベント委員会）
 - *季節の行事や地域交流室を使ったイベント等の企画・推進。
 - ③ボランティア委員会
 - *ボランティアの受け入れ及び調整・交渉を実施。
 - ④研修委員会
 - *伝達講習の企画。
 - *研修生受け入れ。（準備・実施・指導）
 - ⑤広報委員会
 - *外部向け（家族・公共機関等）に「すこやか新聞」を発刊し広報に努める。
 - *利用者の近況を取りまとめ家族に伝える。
 - ⑥衛生委員会
 - *職員の健康障害の防止及び健康の保持・増進を図る。
 - ⑦感染対策委員会
 - *感染症の予防に関する事項。
 - ⑧身体拘束廃止委員会
 - *身体拘束ゼロに向けた取組み。
 - ⑨給食委員会
 - *食事の改善に関する事項。
 - ⑩リスク委員会
 - *事故分析とリスク管理に関する事項。
 - ⑪マニュアル委員会
 - *マニュアルの見直し・整備に関する事項。
 - ⑫サービス評価委員会
 - *サービスのチェック・評価を行う。
 - ⑬排泄委員会
 - *排泄に関する事項。
 - ⑭納涼祭実行委員会
 - *納涼祭の企画・運営にあたる。
 - ⑮4施設連絡会
 - *施設間の調整と効率化、サービスの向上を図る。

15. その他

- (1) 施設の保守管理と環境美化に努める。
 - ①老朽化に伴う施設等の改修・保全計画の立案。
 - ②建物周辺の美化。